

政策減税の決定内容について

区分 (事業担当課)	概要	対象税目	適用件数・減税額 (22年度実績)		他県の状況	適用期限	政策税制検討委員会の評価	長野県地方税制研究会委員の意見	政策税制検討委員会の検討結果	決定内容 【適用期限】
NPO法人活動支援 税制 (県民協働・NPO課)	NPO設立後5年内のものについて減免・課税免除 ・法人県民税は収益事業が赤字の場合 ・不動産取得税は本来事業用を取得の場合 ・自動車取得税は本来事業用を無償取得の場合	法人県民税 (均等割) 不動産取得税 自動車取得税	125件 17件 0件 計142件	2,579千円 4,235千円 0千円 計6,814千円	18県 14県 12県 で実施	期限なし	・設立促進及び立ち上げ期の支援に有効・新しい公共支援・推進事業との相乗効果も期待される ○現行の内容で継続が望ましい	・認定における審査・チェックの体制が重要である(沼尾委員)	現行で継続	現行で継続 【適用期限なし】
信州ものづくり産業投資応援条例 (産業政策課)	製造業等を営む法人・個人で、生産設備の取得価格が1億円位以上、増加する雇用者が5人以上等の要件を満たす場合に建物・土地の課税免除	不動産取得税	47件	274,701千円	15府県で実施	平成24年 3月31日	・県への企業誘致及び雇用対策において一定の効果が認められる ○要件を一部変更(大企業に限り雇用要件を5人→10人に引き上げ)したうえで更新が望ましい	・要件の変更を行わないよう要望する。要件引き上げにより適用件数が少なくなるか(水本委員)	一部変更で更新	一部変更で更新 【27年3月31日】
創業等に係る政策減税 《中小企業》 (経営支援課)	《中小企業》 所得400万円以下に係る分、創業から5年間(新規開業の場合は3年間)課税免除	法人事業税	93件	6,622千円	他県での実施はない	平成24年 3月31日	・融資制度、インキュベーション施設等と併せ、複合的な創業支援施策となっている ○現行の内容で更新が望ましい	それぞれ別個の条例に分割するのが望ましい(青木座長)	現行で更新	地方税制研究会の意見を伺いながら政策全般における税制を検討するため1年間単純延長 【25年3月31日】
《NPO》 (県民協働・NPO課)	《NPO》 所得400万円以下に係る分、設立から5年間課税免除	法人事業税	18件	627千円	他県での実施はない		(NPO法人活動支援税制と同じ) ○現行の内容で更新が望ましい		現行で更新	
障害者の雇用に係る政策減税 (労働雇用課)	青色申告書を提出する労働者56人未満の中小法人・個人が、1人以上の身体障害者を雇用している等の要件を満たす場合、H19～24年(度)分を1/2減税(上限10万円)	法人事業税 個人事業税	10件 3件 計13件	626千円 265千円 計891千円	大阪府で類似の減税(法人事業税)を実施		・国の制度は56人以上の企業が対象であり、本税制は56人未満の企業に対する障害者雇用のインセンティブとして有効である ○現行の内容で更新が望ましい		現行で更新	
母子家庭の母の雇用に係る政策減税 (こども・家庭課)	青色申告書を提出する中小法人・個人が、母子家庭の母を新たに雇用する等の条件を満たす場合、H19～24年(度)分を1/2減額(上限10万円)	法人事業税 個人事業税	4件 2件 計6件	400千円 171千円 計571千円	他県での実施はない		・適用実績が少なく、母子家庭の母の雇用に対するインセンティブ効果に疑問 ・就業支援員による就業相談や求人開拓に力を入れた方が就業効果は高い ○制度の廃止もやむを得ない		・母子家庭の母は就職困難者であるため、引き続き制度を継続して欲しい。(堀越委員) ・使い勝手の悪さを改善のうえ更新を要望する。減税額の見直しが必要ではないか(堀越委員)	
環境に配慮した取組に係る政策減税 (温暖化対策課)	青色申告書を提出する中小法人・個人がISO14001又はエコアクション21の認定を受けた等の要件を満たした場合、認定年(度)分を1/2減額(上限10万円)	法人事業税 個人事業税	1件 0件 計1件	100千円 0千円 計100千円	他県での実施はない	・適用実績がごくわずかであり、制度として存続する必要性に乏しい ・インセンティブ効果に疑問 ○制度の廃止もやむを得ない	・使い勝手の悪さを改善のうえ更新を要望する。適用が当初年度(単年度)のみであるのが問題(堀越委員) ・本県独自の政策として評価する(堀越委員)	廃止		
消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例 (消防課)	青色申告書を提出する中小法人・個人が「消防団協力事業所表示制度」の認定を受け、消防団員が2人以上である等の要件を満たした場合、H19～24年(度)分を1/2減額(上限10万円)	法人事業税 個人事業税	18件 4件 計22件	1,089千円 269千円 計1,358千円	他県での実施はない (24年度から静岡県が実施予定)	平成24年 3月31日	・消防団活動の環境整備に一定の効果が認められる ○現行の内容で更新が望ましい	現行で更新	現行で更新 【27年3月31日】	

創業等に係る政策減税（創業等応援減税）について

1 目的

中小法人の創業等を促進するとともに創業後の経営の安定化を支援するため、法人事業税の一部を課税免除する。

2 制度の概要

(1) 減税対象者、税目、対象期間

対象	税目	区分	対象期間
中小法人 ※1	法人事業税（所得400万円以下に係るものに限る） ※2	H21.4.1～H25.3.31の間に創業※3したもの	創業※3から5年を経過する日の属する事業年度まで
		H21.4.1～H25.3.31の間に新規開業※4したもの	新規開業※4から3年を経過する日の属する事業年度まで

※1：資本金又は出資金の額が1,000万円以下の株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、企業組合に限る。

※2：地方法人特別税は対象外。

※3：創業とは、事業を営んでいない個人が新たに長野県内に中小法人を設立して事業を開始することをいう。

※4：新規開業とは、長野県外で事業を行う個人又は法人が対象で、

- ・ 県内に事務所又は事業所を有しない法人が県内に中小法人を設立し、事業を開始する場合
- ・ 県内に事務所又は事業所を有しない中小法人が県内に本社移転し、事業を開始する場合
- ・ 県内に事務所又は事業所を有しない個人が県内に中小法人を設立し、事業を開始する場合

場合で、事業の開始に伴い、県内に住所を有する雇用保険の一般被保険者である者を1名以上雇用する場合をいう。

対象	税目	区分	対象期間
NPO法人※1	法人事業税（所得400万円以下に係るものに限る） ※2	H21.4.1～H25.3.31の間に設立したもの	設立から5年を経過する日の属する事業年度まで

※1：NPO法人とは特定非営利活動法人をいう。

※2：地方法人特別税は対象外。

(2) 減税の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人

- ① 創業・新規開業について地方事務所長の創業等の認定を受けること
- ② 性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

3 減税額及び件数の推移

(単位：千円、件)

年度		18	19	20	21	22	計
中小法人	件数	3	22	59	58	93	235
	金額	74	3,841	17,272	9,645	6,622	37,454
NPO法人	件数	0	6	12	19	18	55
	金額	0	35	1,237	1,112	627	3,011

障害者の雇用に係る政策減税（創業等応援減税）について

1 目的

障害者の就業促進を図るため、「身体障害者等（※）」を雇用する事業者について、一定の要件のもと事業税を軽減する（不均一課税）。

※：「身体障害者等」とは身体障害者等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。）である労働者をいう。

2 制度の概要

(1) 減税対象者、税目、対象事業税及び減税額

対象	税目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税 ※3	平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	通常の税率に2分の1を乗じた率で税額を算定 ※4 (減税額は10万円を限度)
個人事業主 ※2	個人事業税	平成19年度分から平成24年度分までの事業税	

※1：資本金又は出資金の額が1,000万円以下の中小法人に限る。

※1及び※2：青色申告書を提出する法人又は個人事業主

※3：地方法人特別税は対象外。

※4：特例条例の他の要件（母子家庭の母の雇用、ISO14001等の認証取得）にも該当する場合には、通常の税率で算定した額から10万円に要件の数に乗じた額を控除した額（その額が軽減税率で算定した額を下回る場合には軽減税率で算定した額）が不均一課税額となる。

(2) 減税の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人又は個人

- ① 常時雇用する労働者の数が55人以下である法人又は個人であって、県内の事務所又は事業所においてその雇用する身体障害者等である労働者（知事が定める要件を満たすものに限る。）の数が1人以上であること。
- ② 県内に住所を有し、県内の事務所等で勤務する身体障害者等を雇用したものであること
- ③ 雇用保険の適用事業者であること
- ④ 性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

3 減税額及び件数の推移

(単位：千円、件)

年度		19	20	21	22	計
中小法人・個人	件数	23	19	15	13	70
	金額	1,778	1,575	1,145	891	5,389

母子家庭の母の雇用に係る政策減税（創業等応援減税）について

1 目的

母子家庭の母の就業促進を図るため、新たに「母子家庭の母（※）」を雇用した事業者について、一定の要件のもと事業税を軽減する（不均一課税）。

※：「母子家庭の母」とは母子及び寡婦福祉法第6条第1項に定める「配偶者のない女子」であって同条第2項に定める児童を扶養している者で、児童扶養手当の支給を受けている雇用保険の一般被保険者で、雇用対策法の規定による職業紹介機関の紹介を受けて雇用された者をいう。

2 制度の概要

(1) 減税対象者、税目、対象事業税及び減税額

対 象	税 目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税 ※3	平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	通常の税率に1/2を乗じた率で税額を算定※4 (減税額は10万円を限度)
個人 事業主 ※2	個人事業税	平成19年度分から平成24年度分までの事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が1,000万円以下の中小法人に限る。

※1及び※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方である。

※3 : 地方法人特別税は対象外。

※4 : 特例条例の他の要件（身体障害者等の雇用、ISO14001等の認証取得）にも該当する場合には、通常の税率で算定した額から10万円に要件の数に乗じた額を控除した額（その額が軽減税率で算定した額を下回る場合には軽減税率で算定した額）が不均一課税額となる。

(2) 減税の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人又は個人

- ① 18年4月以降に新たに母子家庭の母を雇用したものであること
- ② 雇用した母子家庭の母を事業年度終了の日又は12月31日から遡って6か月以上雇用していること
- ③ 県内に住所を有し、県内の事務所等で勤務する母子家庭の母を雇用したものであること
- ④ 雇用保険の適用事業者であること
- ⑤ 申請に係る事業年度又は年の間に事業主の都合により常時雇用する労働者を解雇していないこと
- ⑥ 性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

3 減税額及び件数の推移

(単位：千円、件)

年 度		19	20	21	22	計
中小法人・個人	件数	5	11	4	6	26
	金額	411	1,066	400	571	2,448

環境に配慮した取組に係る政策減税（創業等応援減税）について

1 目的

環境に配慮した取組を支援するため、「ISO14001」又は「エコアクション21（※）」の認証を受けた事業者について、一定の要件のもと事業税を軽減する（不均一課税）。

※：「エコアクション21」の認証登録とは、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版（環境省）」による認証・登録制度による（財）地球環境戦略研究機関持続性センターによる認証をいう。

2 制度の概要

(1) 減税対象者、税目、対象事業税及び減税額

対 象	税 目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税 ※3	平成18年4月1日※4から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	通常の税率に2分の1を乗じた率で税額を算定※5 (減税額は10万円を限度)
個人 事業主 ※2	個人事業税	平成18年度分※4から平成24年度分までの事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が1,000万円以下の中小法人に限る。

※1及び※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方である。

※3 : 地方法人特別税は対象外。

※4 : ISO14001（2004年版）又はエコアクション21の認証登録を受けた日が平成18年4月1日前である場合には、平成18年4月1日に当該認証登録を受けたものとみなして適用

※5 : 特例条例の他の要件（母子家庭の母の雇用、身体障害者等の雇用）にも該当する場合には、通常の税率で算定した額から10万円に要件の数に乗じた額を控除した額（その額が軽減税率で算定した額を下回る場合には軽減税率で算定した額）が不均一課税額となる。

(2) 減税の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた法人又は個人

- ① 県内の全ての事務所又は事業所についてISO14001（2004年版）又はエコアクション21の認証登録を受けたこと（ISO14001（1996年版）は対象外）
- ② この減税（不均一課税）の適用を過去に受けていないこと
- ③ 性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

3 減税額及び件数の推移

(単位：千円、件)

年 度		18	19	20	21	22	計
中小法人・個人	件数	16	18	5	1	1	41
	金額	1,464	1,548	401	100	100	3,613

【参考】

○「ISO14001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定める環境マネジメントシステム規格のことです。
○「エコアクション21」とは、環境省が策定した「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」に基づく認証・登録制度です。